# 農地・水保全管理支払交付金交付要綱

制定 平成23年4月1日付け22農振第2260号 最終改正 平成24年4月6日付け23農振第2345号 農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 農林水産大臣は、農地、農業用水等の資源の保全と質的向上を図るため、 農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日付け23農振第2342 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)及び農地・水保 全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱(平成23年11月21日付け23農振第19 12号農林水産事務次官依命通知。以下「復旧活動支援実施要綱」という。) に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において実施要綱第 5及び復旧活動支援実施要綱第4に定める事業実施主体(以下「補助事業 者」という。) に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金 等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下 「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施 行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、農林畜水産業関係 補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)、予 算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補 助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23 日農林水産省告示第899号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事 務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合 事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)に定め るもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率)

第2 交付の対象経費及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

(流用の禁止)

- 第3 次に掲げる流用をしてはならない。
  - (1) 別表の事業の欄に掲げる1から4までの経費の相互間の流用
  - (2) 別表の3の事業の経費の内容の欄に掲げる経費については、第6の2に 規定するものを除き、(1)から(5)までの経費の相互間の流用

(申請手続)

- 第4 交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
  - (1) 共同活動支援交付金、農地・水保全管理支払推進交付金及び復旧活動支 援交付金

適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定による申請書(以下「交付申請書」という。)の様式は、別記様式第1号のとおりとし、補助事業者は、地方農政局長等(北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)が毎年度別に定める日までに正副2部を地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) 向上活動支援交付金
  - ア 交付申請書の様式は、別記様式第2号のとおりとし、補助事業者は、地 方農政局長等宛てに申請することとし、実施要綱別紙3の第2の1に基づ き都道府県知事が策定する農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針

において、地域の推進体制の中で、申請事務を担うこととして定めた者 (以下「都道府県が定めた者」という。)が定める日までに、都道府県が 定めた者に提出するものとする。

イ 都道府県が定めた者は、アにより交付申請の提出があった場合は、別記様式第3号の交付申請報告書に補助事業者より提出された国宛ての交付申請書を添え、毎年度5月31日までに地方農政局長等に提出するものとする。なお、補助事業者が実施要綱別紙2の第5の3又は4に定める採択又は採択内容の変更承認を受けようとする年度の申請については、地方農政局長等が別に定める日までに提出するものとする。

# (交付決定の通知)

- 第5 交付金の交付決定の通知は、次により行うものとする。
  - (1) 共同活動支援交付金、農地・水保全管理支払推進交付金及び復旧活動支 援交付金

地方農政局長等は、第4の(1)の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(2) 向上活動支援交付金

地方農政局長等は、第4の(2)の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、交付決定通知書を都道府県が定めた者を経由して、補助事業者に送付するものとする。

## (計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第6 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を 受けようとする場合には、別記様式第4号による変更(中止又は廃止)承認 申請書を第4の交付申請の手続に準じて地方農政局長等に提出しなければな らない。
  - 2 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の 軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

なお、別表の3の経費の内容の欄に掲げる(2)、(3)及び(4)の経費の相互間の流用をしようとするときは、1によらなければならない。

#### (概算払の請求)

第7 補助事業者は、第5による交付決定の通知をもとに交付金の概算払を請求 するときは、別記様式第5号により概算払請求書を作成し、第4の交付申請 の手続に準じて地方農政局等に提出するものとする。

#### (事業遅延の届出)

第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を 求める場合には、交付金に係る事業が予定の期間内に完了しない理由又は交 付金に係る事業の遂行が困難となった理由及び交付金に係る事業の遂行状況 を記載した書類を第4の交付申請の手続に準じて地方農政局長等に提出しな ければならない。

#### (状況報告)

- 第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、次により行うものとする。
  - (1) 共同活動支援交付金、農地・水保全管理支払推進交付金及び復旧活動支 援交付金

補助事業者は、交付金の交付のあった年度の12月31日時点において、別記様式第6号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに

地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第5号による概算払請求書をもってこれに代えること ができるものとする。

- (2) 向上活動支援交付金
- ア 交付決定額が100万円以上の補助事業者にあっては、交付金の交付のあった年度の12月31日時点において、別記様式第6号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに、都道府県が定めた者を経由して地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第5号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

イ 補助事業者は、アに関わらず、交付金の遂行及び支出状況について、地 方農政局長等の指示があったときは、速やかに別記様式第6号により遂行 状況報告書を作成し、都道府県が定めた者を経由して地方農政局長等に提 出しなければならない。

## (実績報告)

- 第10 交付金の実績報告は、次により行うものとする。
  - (1) 共同活動支援交付金、農地・水保全管理支払推進交付金及び復旧活動支 援交付金

規則第6条第1項に規定する実績報告書(以下「実績報告書」という。) の様式は、別記様式第7号のとおりとし、地方農政局長等に正副2部を提 出しなければならない。

- (2) 向上活動支援交付金
- ア 補助事業者は、別記様式第8号による実績報告書について、実施要綱別 紙2の第7の2に基づき、市町村長の確認を経て、都道府県が定めた者を 経由して地方農政局長等に提出するものとする。
- イ 都道府県が定めた者は、アにより実績報告書の提出があった場合は、別 記様式第9号の実績とりまとめ報告書に補助事業者より提出された国宛て の実績報告書を添え、地方農政局長等に提出するものとする。

#### (実績報告書の提出期限)

- 第11 規則第6条第1項に規定する農林水産大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、実施要綱第5の1の(1)に定める地域協議会、実施要綱第5の2の(1)に定める農地・水・環境保全組織又は実施要綱第5の2の(2)に定める活動組織が交付金に係る事業を行う場合において、当該組織に対し交付金の全額が概算払により交付されたときとする。
  - 2 1の場合における規則第6条第1項の報告の期日は、交付金の交付の決定のあった年度の翌年度の5月末日までとする。

#### (交付金の額の確定等)

- 第12 地方農政局長等は、規則第6条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査をするほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金に係る事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容(第6に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、第5の交付決定の通知の手続に準じて補助事業者に通知する。
  - 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合に おいて、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部 分の交付金の返還を命ずる。
  - 3 2の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(ただし、都道

府県が当該交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難い場合には、交付金の額の確定の通知の日から90日以内で地方農政局長等が定める日とすることができる。)とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## (交付決定の取消等)

- 第13 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、第5の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政 局長等の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、交付金を交付金に係る事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、交付金に関して不正その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金の全部又は一部の交付を継続する必要がなくなった場合
  - 2 地方農政局長等は、1の取消しをした場合において、既に当該取消しに係 る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の 全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 地方農政局長等は、1の(1)から(3)までに掲げる場合において、2の返還を命ずるときには、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
  - 4 2の交付金の返還及び3の加算金の納付については、第12の3の規定を準用する。

# (財産の管理等)

- 第14 施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の 取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
  - 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完 了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交 付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

なお、当該財産のうち1に規定する財産及び施行令第13条に規定するその他の財産については、規則に規定する期間内において、地方農政局長等の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (関係書類の保管)

第15 規則3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附則 (平成23年11月21日付け23農振第1914号)

この要綱は、平成23年11月21日から施行する。

#### 付則 (平成24年4月6日付け23農振第2345号)

- 1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき、平成23年度までに実施した事業の 実績報告については、なお従前の例によることとする。

別表 (第2、第3及び第6の2関係)

				軽微な	<b>*</b> 変 更
	事 業	経費の内容	交付率	経費の配分の変更	事業内容の変更
				次に掲げる変更以 外の変更	次に掲げる変更以 外の変更
1	共同活動 支援交付 金	実施要綱別紙1の第1により事業実施主体が対象組織に対し共同活動支援交付金を交付するのに要する経費	定額		補助事業者の変更
2	向上活動 支援交付 金	実施要綱別紙2の第2の事業実施主体が実施要綱別紙2の第4に規定する対象向上活動を行うために要する経費	定額		補助事業者の変更
3	農地・水保全性を大力を	(1) 地域協議会が実施定とというでは、 3の第1の1の規定に基費 (2) 都道の2の規定を経費 (2) 都道の2の第1の2の第1の2の第1の2の要施度ととの第1の2の要が実施を経費 (3) 市町の3のでは、 第1の3のでは、 第1の3のでは、 第1の3のでは、 第1の3のでは、 第1の3のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	定 定 定 定 額 額 額		補助事業者の変更
4	復旧活動 支援交付 金	づいて行う事業に要する経費 復旧活動支援実施要綱第9の1 により事業実施主体が対象組織に 対して交付金を交付するのに要す る経費	定額		補助事業者の変更

### 別記様式第1号(第4の(1)関連)(その1:農地・水保全管理支払交付金実施要綱関係)

## 平成〇〇年度農地·水保全管理支払交付金交付申請書

番 号 年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道又は北海道に事務所を置く地域協議会にあっては農林水産大臣 沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

 [地域協議会]

 住
 所

 団
 体

 代表者名
 氏
 名
 印

 又は
 都道府県知事
 氏
 名
 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地・水保全管理支払交付金 交付要綱第4の(1)の規定により、下記のとおり申請する。

なお、事業の内容等は、別添の事業実施計画のとおりである。

記

交付金交付申請額 共同活動支援交付金 農地・水保全管理支払推進交付金

円円

注: 添付書類として、農地・水保全管理支払交付金実施要綱別紙1の第6の1又は同要綱別紙3の第2の2により地方農政局長等に提出した事業実施計画書を添付すること。 なお、事業実施計画書の内容に変更がある場合は、変更後の計画書の変更箇所を分かるように訂正した上で、提出すること。

#### 別記様式第1号(第4の(1)関連)(その2:農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱関係)

## 平成〇〇年度農地 · 水保全管理支払復旧活動支援交付金交付申請書

番 号 年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道又は北海道にに事務所を置く地域協議会にあっては農林水産大臣)

 [地域協議会]

 住
 所

 団
 体

 代表者名
 氏
 名
 印

 又は
 都道府県知事
 氏
 名
 印

円

円

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地・水保全管理支払交付金 交付要綱第4の(1)の規定により、下記のとおり申請する。

なお、事業の内容等は、別添の事業実施計画のとおりである。

記

交付金交付申請額 復旧活動支援交付金 農地・水保全管理支払推進交付金

注: 添付書類として、復旧活動支援実施要綱第5の1により地方農政局長等に提出した 事業実施計画書を添付すること。

なお、事業実施計画書の内容に変更がある場合は、変更後の変更箇所を分かるように訂正した上で、提出すること。

申請先						
国宛	地方宛					

### 平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金交付申請書

 番
 号

 年
 月

 日

地方農政局長 殿

・北海道にあっては農林水産大臣 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県が定めた者(団体名) 代表者名 殿

> 住 所組織名 代表者名

囙

平成○○年度農地・水保全管理支払交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請する。なお、事業の内容等は、平成○○年○月○日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。

記

#### 1. 交付申請額

<ul><li>人门下明银</li></ul>			
事業費	交付甲	申請額	その他
尹未其	国分	地方分	て V ) 但
(1)施設の長寿命化の取組			
円	円	円	円
(2)高度な農地・水の保全活動			
円	円	円	円
(3)地域資源保全プランの策定			
円	円	円	円
(4)活動組織の広域化・体制強化			
円	円	円	円
合計			
円	円	円	円

## 2. 事業完了予定日 平成 年 月 日

- (注)1 「申請先」欄の国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ 提出すること。
  - 2 「1. 交付申請額」のうち地方分について、都道府県、市町村別に区分する必要がある場合は、交付申請額の地方分を区分して、金額を記載すること。
  - 3 地方分の申請について、都道府県が定めた者が別に申請様式を定めた場合、「申請 先」欄及び地方分の宛先を削除すること。
  - 4 採択申請時等に提出した規約等、協定、活動計画又は交付金の振込先の内容から変更 がある場合は、変更後の規約等、協定、活動計画又は交付金の振込先を添付し提出する こと。
  - 5 前記4により、交付申請書を提出する場合は、本文中の「下記のとおり申請する。」を「関係書類を添えて申請する。」とし、活動計画の変更がある場合については、「なお、事業の内容等は、平成〇年〇月〇日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。」を削除して提出すること。

# 別記様式第3号(第4の(2)関係)

# 平成〇〇年度 農地·水保全管理支払交付金交付申請報告書

番号年月日

北海道にあっては農林水産大臣

沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

住 所 団体名 代表者名

印

平成〇〇年度において、別紙のとおり交付申請書の提出があったので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知)第4の(2)のイに基づき、下記関係書類を添えて、提出する。

記

- 1. 交付申請整理表(別紙1)
- (注)整理表とともに対象組織が提出した交付申請書を提出すること。

別紙1 交付申請整理表

平成	00	年度提出							交付金(	の振込先							1 施設σ	)長寿命化	との取組											2 高度	な農地・ス	kの保全	注活動		<ul><li>3 地域資源 保全プランの 策定</li></ul>	4 活動組 織の広域 化・体制強
		地方	对象	組織番号	7				口座名	3義人	口座名章	養人の住所	共同	]活動を9	<b>延施する</b>	<b>凶</b> 项		活動期間	1	向.	上活動支 対象とな	援交付金 る農用地	金の 也	向上 補何	活動支援 多·更新等	髪交付金( 等を行う)	こより <b>を</b> 設	交付	<b>十金額</b>	向上	活動支持	援交付: 3農用地	金の 也			
都道	市町	負担分の	一期		文章	象	金 融 機 関	預貯金														_				t-	(農地	年当た	交					交 付 申	交 付 申	交 付 申
府県名	村名	の交付団体名	対等	分 番頭 号	新 名		呂名及び店舗名	別口座番号	氏名	ふりがな	郵便番号	住 所	<b>合</b>	田 ( a)	畑 ( a )	草地(a)	活動開始年度	活動終了年度	活動期間	名	田 ( a )	畑 (a)	草地(a)	水路(km)	機廻(xm)	ため池(箇所)	地に係る施設)(〇)	(円)	付申請額(円)	合計	田 ( a )	畑 ( a )	草地(a)	+請額(円)	+請額(円)	+請額(円)
		〇〇県 計				組織							0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

OO県 計
 組織
 0 0 0

 (注1) 農地に係る施設については、都道府県が策定する対象施設・対象活動に関する指針で追加した場合、対象とする施設を記載するものとする。

 (注2) 交付金額は国と地方分を合計した額を記載するものとする。

### 別記様式第4号(第6関係) (その1:地域協議会、都道府県)

# 平成〇〇年度農地・水保全管理支払交付金変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号 年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道又は北海道に事務所を置く地域協議会にあっては農林水産大臣 沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

[地域協議会]
 住 所
 団 体 名
 代表者名 氏 名 印
 又は
 都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第6の規定に基づき申請する。

記

(注) 1 記の記載内容については、別記様式第1号の記に準ずる。また、別記様式第 1号による交付金交付申請書に添付した事業実施計画を変更して提出するもの とする。

この場合において、「変更(中止又は廃止)の理由」を添付するとともに、 交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業 の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書と し、変更前を括弧書で上段に記載すること。

- 2 交付金の額が増額する場合には、件名の「平成〇〇年度農地・水保全管理支払交付金変更承認申請書」を「平成〇〇年度農地・水保全管理支払交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第6の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第6の規定により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱に基づく事業にあって は、件名の「平成〇〇年度農地・水保全管理支払交付金変更承認申請書」を「平 成〇〇年度農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金変更承認申請書」とする。

申請先							
国宛	地方宛						

#### 平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号 年 月 日

地方農政局長 殿

( 北海道にあっては農林水産大臣沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県が定めた者 (団体名)

代表者名

住 所組織名 代表者名

囙

平成○○年度に交付決定通知のあった事業の実施について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請する。

なお、事業の変更内容等は、平成〇〇年〇月〇日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。

記

## 1. 交付申請額

. 父付申請額			
事業費	交付申	申請額	その他
	国分	地方分	- C V / IE
(1)施設の長寿命化の取組			
円	円	円	円
(2)高度な農地・水の保全活動			
	-	-	
(3)地域資源保全ブランの策定	円	円	円
(3)地域貝源保主ノブの東足			
l H	円	円	円
(4)活動組織の広域化·体制強化	1 1	1.1	1.1
円	円	円	円
合計			•
円	円	円	円

注:予算額を上段括書、変更申請額を下段に記載すること。

#### 2. 事業完了予定日 平成 年 月 日

- (注)1 「申請先」欄の国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のう え提出すること。
  - 2 「1. 交付申請額」のうち地方分について、都道府県、市町村別に区分する必要が ある場合は、交付申請額の地方分を区分して、金額を記載すること。
  - 3 地方分の申請について、都道府県が定めた者が別に申請様式を定めた場合、「申請 先」欄及び地方分の宛先を削除すること。
  - 4 採択申請時等に提出した規約等、協定又は活動計画の内容から変更がある場合は、 変更後の規約等、協定又は活動計画を添付し提出すること。
  - 5 採択申請時等に提出した活動計画の内容から変更がある場合は、「なお、事業の内容等は、平成〇〇年〇月〇日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。」を削除して提出すること。

### 別記様式第5号(第7関係)

## 平成〇〇年度 農地·水保全管理支払交付金概算払請求書

番 号 (対象組織の場合は都道府県が定めた者経由) 年 月 日

北海道の場合は

農林水産大臣農林水産省大臣官房経理課長

沖縄の場合は

内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官 沖縄総合事務局総務部長

「地域協議会又は対象組織」

住 所組織名

代表者名

印

又は

都道府県知事 氏 名 印

平成○○年○月○日付け○○第○○号で交付金交付決定の通知のあった本交付金について概算払を受けたいので、下記のとおり請求する。

記

1. 請求金額 金 円

2. 請求金額の内訳

平成○○年○月○日現在

経費区分	交付決定額	既受領額	今回記	青求額 ③	残 高	備考
在 ( ) 在 ( )	1	2	金 額	○月○日まで 予定出来高	1-(2+3)	·JI用石
	円	円	円	%	円	

3. 事業の完了予定 平成 年 月 日

# 別記様式第6号(第9関係)

# 平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金遂行状況報告書

番

都道府県知事 氏 名

号

囙

(対象組織の場合は都道府県が定めた者経由)	年	月	日
地方農政局長 殿 (北海道にあっては農林水産大臣 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長) ×	「地域協議会又は対象組織」 住 所 組織名 代表者名		印

平成〇〇年度農地・水保全管理支払交付金の事業の遂行状況について、農地・水保全管理支払 交付金交付要綱第9に基づき、下記のとおり報告する。

記

# 1. 事業遂行状況

区分	事業費(A)	事業の遂行状況(B) (平成○○年12月31 日)	進捗率 (B)/(A)	備考
	円	円		

### 別記様式第7号(第10の(1)関連)(その1:農地・水保全管理支払交付金実施要綱関係)

## 平成〇〇年度農地·水保全管理支払交付金実績報告書

番 号 年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道又は北海道に事務所を置く地域協議会にあっては農林水産大臣 沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

 [地域協議会]

 住
 所

 団
 体

 代表者名
 氏

 スは

 都道府県知事
 氏

 名
 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第10の(1)の規定により、その実績を報告する。

記

共同活動支援交付金 円 農地・水保全管理支払推進交付金 円

注1:添付書類として、農地・水保全管理支払交付金実施要綱別紙1の第9の1又は別紙 3の第4により地方農政局長等に提出する事業実績報告書を添付するものとする。

注2:このほかの添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいづれかを添付すること。また、交付金申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

### 別記様式第7号(第10の(1)関連)(その2:農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱関係)

## 平成 年度農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実績報告書

番 号 年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道又は北海道に事務所を置く地域協議会にあっては農林水産大臣)

 [地域協議会]

 住
 所

 団 体 名
 代表者名

 氏 名
 印

 又は
 都道府県知事

 氏 名
 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第10の(1)の規定により、その実績を報告する。

記

復旧活動支援交付金 円 農地・水保全管理支払推進交付金 円

- 注1:添付書類として、復旧活動支援実施要綱第10により地方農政局長等に提出する事業実績報告書を添付するものとする。
- 注2:このほかの添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいづれかを添付すること。また、交付金申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

報台	5先
国宛	地方宛

## 平成 年度 農地・水保全管理支払交付金実績報告書

番		号
年	月	日

(○○市町村経由)

地方農政局長

( 北海道にあっては農林水産大臣

沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長」

都道府県が定めた者(団体名)

代表者名

住 所 組織名 代表者名

印

平成〇年度において交付決定のあった農地・水保全管理支払交付金に係る事業について、下記 のとおり、報告する。 (なお、併せて精算額

円の交付を請求する。)

記

1. 交付金の精質額

<ul><li>・ 文刊 金 切 相 昇 領</li></ul>			
事業費	交付金0	り精算額	その他
尹未貝 	国分	地方分	て 0 7 11世
(1)施設の長寿命化の取組			
円	円	円	円
(2)高度な農地・水の保全活動			
円	円	円	円
(3)地域資源保全プランの策定			
円	円	円	円
(4)活動組織の広域化・体制強化			
円	円	円	円

注:予算額を上段括書、精算額を下段に記載すること。

2. 交付決定日

平成 年 月 日

3. 事業完了日

平成 年 月 日

4. 事業の成果

活動区分	実績	金額(円)
小 計		

- (注) 1 「申請先」欄の国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ提出す ること。
  - 活動区分は、1を施設の長寿命化のための活動(1.1を補修、1.2を更新、1.3を事務費とす る)、2を「高度な農地・水の保全活動」、3を「地域資源保全プランの策定」、4を「活動組織 の広域化・体制強化」とする。
  - 「1. 交付金の精算額」のうち地方分について、都道府県、市町村別に区分する必要がある 場合は、交付金の精算額の地方分を区分して、金額を記載すること。
  - 地方分の実績報告書について、都道府県が定めた者が別に実績報告書の様式を定めた場合、 「申請先」欄及び地方分の宛先を削除すること。
  - 採択申請時等に提出した規約等、協定、活動計画又は交付金の振込先の内容から変更がある場合は、変更後の規約等、協定、活動計画又は交付金の振込先を添付し提出すること。
  - 前記5により、実績報告書を提出する場合は、本文中の「下記のとおり報告する。」を「関係
  - 書類を添えて報告する。」として提出すること。 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の 写し等を添付すること。
  - 施設の長寿命化のための活動への支援のうち、農地に係る施設については、都道府県が策定 する対象活動・対象施設に関する指針で追加した場合、対象とする施設を記載するものとす 地域資源保全プランを策定した年度においては、同プランを添付するものとする。

  - 10 精算額がある場合は、本文中の()書きを追記すること。

# 別記様式第9号(第10の(2)関係)

# 平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金実績取りまとめ報告書

 番
 号

 年
 月

 日

北海道にあっては農林水産大臣

沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

住 所 組織名 代表者名

印

平成〇〇年度において、別紙のとおり実績報告書の提出があったので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知)第10の(2)のイに基づき、下記関係書類を添えて、提出する。

記

## 1. 実績報告整理表 (別紙2)

注: 整理表とともに、対象組織が提出した実績報告書及び市町村が提出した実施状況報告書 を提出すること。

				£ //I ///	W E		3	市町村 実施状2	けによる 兄の確	認	事業費																				
		地	対	象組織	畨号				事業(	D成果	1 施設σ	)長寿命化	の取組									2 高度な農地・水の保全活動				3 地域資源保全プランの策定					
都	±	方負担分の				対	交				事業費(円	)				支出内訳	(円)					事業費(円	])				事業費(円	1)			
道府県名	市町村名	分 の 交	期対			象 組 織 名	付金	事業	書	現		交付金の精算額(円)								(農			交付金の精算額(円)				交付金の精算額(円)		9)		
<b>4</b> 1	交付団体名	対策の採択年度	分類	番号	名	の精算額	期間	書類確認	現地確認	合計(円)	計  計	国分	地方分	その他	合計(円)	計 ( 円 路	農道	ため池	地に係る施設)	事務費	合計(円)	計	国分	地方分	その他	合計(円)	計	国分	地方分	その他	
	ı	市町村 計		<u> </u>		組織																									

平成	00	年度	T																						(2/3)
				象組織	<del>-</del> #-₽							事業の成	果(事業量	)											
		地	×I	<b></b>	金亏		4 活動組	織の広域	化•体制	強化		1 施設σ	)長寿命化	の取組											
都	_	为 負 担				対	事業費(円	)					水	路			農道			ため池				(農地に係る施設	
都道府県名	市 町 村 名	分の交	期対			象 組 織		交付金の精算額(円)				水路本体		付帯施設		農道本体		付帯施設		堤体本体		付帯施設		(施言	设名)
名	名	方負担分の交付団体名	期対策の採択年度	分 類	番号	名	合計(円)	計	国分	地方分	その他	補修 (m)	更新等 (m)	補修 (箇所)	更新等 (箇所)	補修 (m又は箇所)	更新等 (m)	補修 (箇所)	更新等(箇所)	補修 (箇所)	更新等 (箇所)	補修 (箇所)	更新等 (箇所)	補修(〇)	更新等(〇)
		市町村 計	-			組織																			

(注) 農地に係る施設については、都道府県が策定する対象施設・対象活動に関する指針で追加した場合、対象とする施設を記載するものとする。

平成	00	年度																					(3/3)
		地	対	象組織	番号		2 高度な農	高度な農地・水の保全活動														3 地	4 活
都		方				対	農	農業用水の保	<b>全</b>		農地の保全	<b></b>			Ħ	地域環境の保	<b>全</b>			その他		域資源 保全プ ランの	4 活 動組織 の広・体 制強化
都道府県名	市町村	分の交	期対			象組織名	(1)循環かんが いによる水質保 全	(2)浄化水路に よる水質保全	(3)地下水かん 養	(1)土壌	流出防止	(2)ため池利用による洪水調整		(1)生物多样	様性の回復		(2)水環境の回 復	(3)水1	田貯留	専門家の指導		策定	制強化
名	名	負担分の交付団体名	策の採択年度	分類	番号	名	循環かんがい 施設の保全等 (a)	水路への 木炭等の設置 (m)	冬期湛水等の ためのポンプ の設置 (a)	グリーンベル ト等の設置 (m)	が風林の設置 (m)	ため池等の浚 渫 (m3)	水田魚道の設 置 (箇所)	水路魚道の設 置 (a)	生息環境向上 施設の設置 (箇所)	生物の移動 経路の確保 (m)	水環境回復 のための節水 かんがいの導 入 (a)	水田貯留 (排水桝の改 良、畦畔の嵩上 げ等) (a)	水田貯留 (水位調整板 (管)の設置) (a)	専門家による 技術的指導 の実施 (回)	(地域特 認取組)		
	<u> </u>	市町村 計				組織																	

# 財産管理台帳

事業実施	施主体名				IIII	事業名				事	業実施年	度	年度 ~		年度	
		事業の	内容		工	期		経費 0	り区分	-	処分制	削限期間	限期間 処分の状況			
名称	工種構造・規格		施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (単位:円)		費 内 訳(単 地方分	位:円) その他	耐用年 数			処分の 内容	摘要	
		計														

注1:処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

注2:処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

注3:摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。

注4:この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

注5:複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。